

電気通信役務利用放送法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○電気通信役務利用放送法施行規則 (平成十四年総務省令第五号)

改正案	現 行
<p>(有料放送事業者の数)</p> <p>第三十五条の二 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 衛星役務利用放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務(法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。)を行う場合 十(衛星役務利用放送を行う有料放送事業者に限る。)。ただし、放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送事業者</p> <p>(移動受信用地上放送(放送法第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。)を行う有料放送事業者を除く。)</p> <p>のために同法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合においては、十から当該有料放送事業者の数を控除した数(控除した数が零以下となる場合においては一)とする。</p> <p>二 有線役務利用放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十(有線役務利用放送を行う有料放送事業者に限る。)</p>	<p>(有料放送事業者の数)</p> <p>第三十五条の二 法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一 衛星役務利用放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務(法第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。)を行う場合 十(衛星役務利用放送を行う有料放送事業者に限る。)。ただし、放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送事業者のために同法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合においては、十から当該有料放送事業者の数を控除した数(控除した数が零以下となる場合においては一)とする。</p> <p>二 有線役務利用放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十(有線役務利用放送を行う有料放送事業者に限る。)</p>